

地方独立行政法人大阪府立病院機構 第5期中期計画

前文

この計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、大阪府知事が定める第5期中期目標に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が作成するものである。

第1期中期計画（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、機構の5つのセンター（以下「各センター」という。）として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、更には患者満足度の向上等に一定の成果を得るとともに、経営改善に取り組み、不良債務を解消した。

第2期中期計画（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）及び第3期中期計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）では、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上、地域連携の更なる強化、業務運営の改善及び効率化に向けた機構全体の経営マネジメントの強化等、幅広く取組を行ってきた。

第4期中期計画（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）では、新型コロナウイルスの感染拡大時において、合併症患者への対応や医療従事者の派遣等、各センターの専門的機能に応じた医療面の危機対応を行い、府政へ大きく貢献した。また、超高齢社会への対応として、ニーズに合わせた診療科の拡大や、地域の高齢者施設との連携強化等、地域医療における役割も着実に果たしながら運営を行ってきた。しかし、コロナ禍以降の受療の動向の変化や、診療報酬の改定率を上回る物価や人件費の高騰等、外部環境が急激に変化する中、経営状況が著しく悪化する結果となった。

第5期中期計画（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）では、引き続き厳しい経営環境が見込まれる中、各センターの建替え整備や大規模な機器の更新にも適切に対応していく必要があり、更なる資金需要の増加が見込まれる。そのため、これまで以上に収支改善の取組を進めつつ、中長期的な視点からの抜本的な経営改革に取り組んでいくことで、計画期間中の経常黒字化を目指していく。一方で、これまで担ってきた公立病院としての使命を今後も確実に果たしていくため、人口動向や地域医療構想を見据えた最適な医療提供体制の整備を図るとともに、医療DXの推進による診療・運営の両面における質の向上にも取り組んでいく。

第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

各センターは、高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上、患者及び府民の満足度の向上や安定的な病院経営の確立を基本理念に、府民の生命と健康を支える医療機関として、それぞれの専門性の向上を図りつつ、時代の要請に応じた医療サービスを提供する。

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

各センターは、それぞれの役割に応じた高度専門医療を中心とした安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。

また、地域包括ケアシステムにおいて、大阪はびきの医療センター及び大阪母子医療センターは在宅療養後方支援病院として、在宅療養患者の24時間受入体制を確保するとともに、在宅医療を行う診療所と定期的な情報交換を行う。さらに、大阪急性期・総合医療センターにおける回復期リハビリテーション医療の提供や大阪精神医療センターにおける訪問看護等、各センターの機能・役割に応じて、在宅

復帰支援等を行う。

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実

各センターは、医療施策の実施機関として健康医療行政を担当する府の機関や圏域の他の医療機関と連携し、感染症の発生・まん延や災害時等を含めてそれぞれの基本的な機能に応じて、次の表に掲げる役割を担うとともに、各センターに位置付けられた役割や新たな医療課題等に適切に対応するため、治療成績等について目標を設定し、その達成に向けて、次の表に記載のとおり、新たな取組の実施や体制の整備等、診療機能を充実する。

また、医療機能や医療提供体制を見直す際には、見直しの規模や内容に応じて広報誌やホームページへの掲載等により情報提供に努める。

■大阪急性期・総合医療センター

<p>役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府域の災害拠点病院への支援や府域の災害対応への人材派遣、災害拠点病院等に対する研修支援等、基幹災害拠点病院として大阪府災害医療の中心的な役割 ・高度救命救急センターとして、救命救急医療、高度循環器医療、周産期救急医療等急性期医療の提供 ・地域がん診療連携拠点病院として、合併症を有する難治性、進行性がんをはじめとする総合的ながん医療の提供 ・心疾患・脳血管疾患、腎疾患、糖尿病等の生活習慣病、難病や小児・周産期等に対する専門医療の提供 ・精神科における合併症患者の受入れや総合的な合併症患者への医療の提供 ・障がい者医療・リハビリテーションセンターの構成機関との連携のもと、急性期から回復期までの一貫したリハビリテーション医療、障がい者医療の提供 ・ゲノム解析に基づく個別化医療や機能的脳神経外科手術等の最先端専門医療の推進 ・医療従事者等への教育研修
<p>診療機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急センター、三次救急及び二次救急の指定医療機関であることを踏まえ、南大阪地域の救命救急の中核的医療機関として、ER部の充実等救命救急部門の体制強化に努める。 ・がん医療の質の向上とがん患者のQOL（生活の質）向上を図るため、鏡視下手術等の低侵襲医療を更に推進するとともに、合併症の予防から緩和ケアまで、がん医療のすべての過程において、効果的なリハビリテーションを実施する。 ・大阪府市共同 住吉母子医療センターの機能を最大限活用し、地域周産期母子医療センター及び小児地域医療センターとして、周産期救急医療及び小児救急医療の受入れ拡充を図るとともに、妊よう性温存治療等に対応していくため、生殖医療センターの機能強化や府域の医療機関との連携強化を図る。 ・難治性糖尿病について、糖尿病合併症治療に関係が深い診療科との連携も強化し、肥満外科手術等も積極的に実施することにより、糖尿病の専門医療機関としての機能を果たす。

	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関として、増加している外国人患者への対応を円滑に行うため、専従職員の配置や対応マニュアルの整備・運用等組織・運用体制の強化を図るとともに、必要に応じて、地域の医療機関への助言や支援を行う。 																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度実績</th> <th>令和8年度目標値</th> <th>令和9年度目標値</th> <th>令和10年度目標値</th> <th>令和11年度目標値</th> <th>令和12年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急車搬入患者数</td> <td>8,401人</td> <td>8,100人</td> <td>8,200人</td> <td>8,300人</td> <td>8,400人</td> <td>8,500人</td> </tr> <tr> <td>中央手術室手術件数</td> <td>6,962件</td> <td>7,500件</td> <td>7,500件</td> <td>7,500件</td> <td>7,500件</td> <td>7,500件</td> </tr> <tr> <td>がん患者サポート率</td> <td>31.3%</td> <td>27.7%</td> <td>30.2%</td> <td>32.7%</td> <td>35.2%</td> <td>37.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和6年度実績	令和8年度目標値	令和9年度目標値	令和10年度目標値	令和11年度目標値	令和12年度目標値	救急車搬入患者数	8,401人	8,100人	8,200人	8,300人	8,400人	8,500人	中央手術室手術件数	6,962件	7,500件	7,500件	7,500件	7,500件	7,500件	がん患者サポート率	31.3%	27.7%	30.2%	32.7%	35.2%	37.4%				
区分	令和6年度実績	令和8年度目標値	令和9年度目標値	令和10年度目標値	令和11年度目標値	令和12年度目標値																											
救急車搬入患者数	8,401人	8,100人	8,200人	8,300人	8,400人	8,500人																											
中央手術室手術件数	6,962件	7,500件	7,500件	7,500件	7,500件	7,500件																											
がん患者サポート率	31.3%	27.7%	30.2%	32.7%	35.2%	37.4%																											
病床数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病床種別</th> <th>病床の機能区分</th> <th>令和7年度(現在)</th> <th>令和12年度(予定)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般病床</td> <td>高度急性期</td> <td>405床</td> <td>610床</td> <td>+205</td> </tr> <tr> <td>急性期</td> <td>343床</td> <td>138床</td> <td>▲205</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>45床</td> <td>45床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>慢性期</td> <td>38床</td> <td>38床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>—</td> <td>34床</td> <td>34床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>865床</td> <td>865床</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年8月に府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示</p>	病床種別	病床の機能区分	令和7年度(現在)	令和12年度(予定)	増減	一般病床	高度急性期	405床	610床	+205	急性期	343床	138床	▲205	回復期	45床	45床	—	慢性期	38床	38床	—	精神病床	—	34床	34床	—	合計		865床	865床	—
病床種別	病床の機能区分	令和7年度(現在)	令和12年度(予定)	増減																													
一般病床	高度急性期	405床	610床	+205																													
	急性期	343床	138床	▲205																													
	回復期	45床	45床	—																													
	慢性期	38床	38床	—																													
精神病床	—	34床	34床	—																													
合計		865床	865床	—																													

■大阪はびきの医療センター

役割	<ul style="list-style-type: none"> 南河内地域の医療ニーズに応える拠点病院としての高度医療（救急医療、がん、心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病等に対する専門医療）の提供 悪性腫瘍患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまでの総合的な医療の提供 難治性の呼吸器・アレルギー疾患等に対する専門医療の提供 多剤耐性結核患者等の結核・感染症に対する専門医療の提供 南河内地域の医療ニーズに対応した小児・周産期医療の提供
診療機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 5大がんを始めとしたがん診療について、大阪府がん診療拠点病院として、早期診断から集学的治療までの診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。 心血管疾患、糖尿病、慢性腎臓病等の生活習慣病に対して専門医療を提供するとともに、地域連携や府民への啓発を通じて主に南河内地域における医療水準の向上を先導する。 難治性の呼吸器疾患に対して、急性期から慢性期まであらゆる病態をカバーす

る。また、救急患者の受入れをはじめ、在宅医療の後方支援や、呼吸器リハビリテーション機能の強化等診療体制の充実に取り組む。

- アレルギー疾患医療拠点病院としての役割を果たすべく、関連する診療科が連携することにより総合的な診療機能を集約したアトピー・アレルギーセンターを中心として、食物負荷試験や経口免疫療法、乳児アトピー性皮膚炎、好酸球性副鼻腔炎に対する早期の介入等を積極的に行うとともに、増加しつつあるが対応機関の少ない成人食物アレルギーの診断・治療をはじめとした難治性アレルギー疾患に対する専門的な医療を提供する。併せて、患者等への情報提供、医療従事者への研修等人材育成を行う等、診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。
- 第二種感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や、多剤耐性結核等の感染症に対する診療機能の充実に取り組む。また、周辺医療機関とのネットワーク化を図り、集団感染や耐性菌感染等の情報提供や助言を行う等、府域の院内感染対策に貢献する。
- 小児地域医療センターとして、小児専門医療や一般小児医療の充実に引き続き取り組むとともに、二次救急受入れ機能の強化を図る。
- 南河内地域における最多分娩実施機関として、更なる周産期診療体制の充実に取り組む。

区 分	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
手術件数	2,841 件	2,900 件	2,900 件	2,900 件	2,900 件	2,900 件
救急搬送受 入れ件数	2,572 件	2,400 件	2,500 件	2,600 件	2,700 件	2,800 件
治験実施件 数	37件	30件	30件	30件	30件	30件

病床数

病床種別	病床の 機能区分	令和7年度 (現在)	令和12年度 (予定)	増減
一般病床	高度急性期	92床	88床	▲4
	急性期	262床	214床	▲48
結核病床	—	45床	45床	—
感染症病床	—	6床	6床	—
休床	—	—	52床	+52
合計		405床	405床	—

※令和4年8月に府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示

■大阪精神医療センター

役割	<ul style="list-style-type: none"> 措置入院、緊急措置入院、救急入院等急性期にある患者に対する緊急・救急医療及び症状が急性期を脱した患者に対する退院までの総合的な医療の提供 問題行動を伴う難治性症例、依存症等の患者に対する高度ケア医療の提供 医療型障がい児入所施設として、自閉症患者（自閉症児）の受入れ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく入院対象患者の受入れ 発達障がい者（発達障がい児）への医療の提供並びに早期発見及び早期治療に関する研究並びに専門医の育成 認知症に対する医療の提供及び健診・予防事業の推進 身体合併症を有する精神障がい者に対する医療の充実 					
診療機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患患者の地域移行の取組を推進するため、福祉事務所や保健所等との適切な役割分担と連携を図り、専門性を発揮した訪問看護の取組を拡充するための体制整備等を行い、在宅療養中の患者のケアを充実する。 児童・思春期部門については、教育や子育て、特に保護者との関係が重要であることから、医療、教育及び福祉の連携を強化し、効率的・効果的な医療を提供する。また、待機患児数の解消を目指し、発達障がい診断初診外来に継続して取り組むとともに、地域の医療機関等との連携の強化や人材育成等に取り組む。 医療観察法の規定による対象者や重度かつ慢性の患者、増加する認知症患者等、より専門的なケアを必要とする患者に適切に対応する。 依存症治療・研究センターとして、専門治療の提供及び調査研究、医療人材の育成等の役割を果たすとともに、依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）との連携の強化を図る。また、大阪依存症対策センター（仮称）へ積極的な協力を行う。 精神科救急の中核機関として、緊急措置患者の受入病床を常に確保するとともに、府や警察等の関係機関と連携し、役割を果たす。 こころの科学リサーチセンターにおいて、研究成果の事業化等、患者への還元に向けた取組を推進する。 					
区分	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
精神科救急 病棟の病床 利用率	75.2%	84.1%	84.1%	84.1%	84.1%	84.1%
発達障がい 診断初診件 数	198件	207件	207件	207件	207件	207件
看護学生実	459人	450人	450人	450人	450人	450人

	習受入数						
病床数	病床種別	病床の機能区分	令和7年度(現在)	令和12年度(予定)	増減		
	精神病床	—	461床	411床	▲50		
	休床	—	12床	62床	+50		
	合計		473床	473床	—		

■大阪国際がんセンター

役割	<ul style="list-style-type: none"> がん医療の基幹病院として難治性、進行性及び希少がんをはじめ総合的ながん医療の提供 特定機能病院として、高度先進医療の提供、新しい診断や治療方法の研究開発及び人材育成機能 都道府県がん診療連携拠点病院として、小児・AYA世代のがん、難治性や希少がん等を含む、がん患者や家族に対する相談支援や技術支援機能の向上及び医療機関ネットワークの拡充による地域医療連携の強化
診療機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> がん医療の基幹病院として、悪性腫瘍疾患患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまで、安心かつQOLの向上を目指した総合的な医療とケアを提供する。また、難治性・進行性・希少がん患者に対し、手術、放射線治療、化学療法等を組み合わせた最適な集学的治療を推進する。 がんゲノム医療拠点病院として、中核拠点病院、連携病院との連携を強化し、がん患者の要望に応えられるようがんゲノム医療を推進する。 遺伝性腫瘍に対し、早期発見や、発症リスクを低減する治療可能性の探求に努める。また、相談体制（遺伝カウンセリング）を充実させる。 特定機能病院として、病院、がん対策センター及び研究所の横断的連携を進め、高度先進医療を提供する。併せて、悪性腫瘍疾患患者に対する診断から治療まで、新しい診断や治療方法の研究開発等を行う。 都道府県がん診療連携拠点病院として、府域の医療機関との地域医療連携を強化するため、医師の相互派遣の実施や診療連携ネットワークシステムの構築を図る。 近畿各府県のがん診療連携拠点病院と連携し、「近畿地方希少がんネットワーク」の構築を進める。 重粒子線がん治療施設等と相互に連携し、最先端のがん治療を府民に提供する。 海外への情報発信力の強化を図り、外国人患者を受入れるとともに、府域における外国人患者へ高度先進医療を提供する。また、医療における国際貢献の一環として、外国人医療従事者への技術指導及び研修を実施するための体制整備等を行う。

区分	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	実績	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
	手術件数	4,269 件	4,450 件	4,450 件	4,450 件	4,450 件	4,450 件
	1日当たり 初診患者数	38.7人	40.6人	40.6人	40.6人	40.6人	40.6人
治験実施件 数	226件	245件	250件	255件	260件	265件	

病床種別	病床の 機能区分		令和7年度 (現在)	令和12年度 (予定)	増減
	一般病床	高度急性期	136床	136床	—
		急性期	364床	364床	—
	合計		500床	500床	—

※令和4年8月に府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示

■大阪母子医療センター

役割	<ul style="list-style-type: none"> ・府南部地域唯一の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスクな妊産婦・新生児を中心とした症例と幅広い分娩の受入れを推進 ・重篤、希少な小児疾患や難病に対する高度・専門的な医療の提供と、幅広い疾患の小児患者の受入れ ・小児救命救急センターとして、二次救急を含む小児救急の積極的な推進 ・慢性疾患のある患者とその家族を支援するため、移行期医療と在宅医療を推進 ・研究所と病院が一体となつての、周産期・小児分野の研究の一層の推進
診療機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的ハイリスク・メンタルヘルス不調も含む、ハイリスク妊産婦の受入れや胎児治療、重症新生児疾患、超低出生体重児治療等の高度・専門的な診療を行うとともに、幅広い分娩の受入れ、無痛分娩や産後ケア事業の拡充により、府民の安心・安全な分娩のニーズに応える。 ・小児中核病院として、小児がん等の小児難治性疾患や先天性心疾患等の新生児・乳幼児外科疾患に対する高度・専門的な医療を継続して提供するとともに、急性期から慢性期までの幅広い内科・外科的小児疾患患者を積極的に受入れる。 ・重篤な小児救急患者はもとより、二次救急も積極的に受入れ、小児救急医療を推進する。 ・小児期発症の慢性疾患患者の成人診療移行を支援するため、専門外来による早期の自立促進と移行期医療を推進する。また、在宅支援病床の積極的活用と地域医療連携システムの活用による在宅医療を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所において、病院と一体となって、周産期・小児分野の研究を推進し、原因不明の疾患や希少疾患に対する診断・解析・治療法の開発及び情報発信に努める。 ・地域の保健・医療・教育・福祉・学術機関等と密に連携して、府全域の母子保健向上に努める。また、子どもの虐待防止、子育て支援にも取り組む。 																										
	区分	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値																				
	手術件数	3,968 件	3,900 件	3,900 件	3,900 件	3,900 件	3,900 件																				
	母体緊急搬送受入件数	170件	165件	165件	165件	165件	165件																				
	医学実習生受入数	117人	108人	108人	108人	108人	108人																				
	看護学生実習受入数	1,006人	650人	650人	650人	650人	650人																				
病床数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病床種別</th> <th>病床の機能区分</th> <th>令和7年度 (現在)</th> <th>令和12年度 (予定)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病床</td> <td>高度急性期</td> <td>363床</td> <td>363床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>休床</td> <td>—</td> <td>12床</td> <td>12床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>375床</td> <td>375床</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年8月に府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示</p>							病床種別	病床の機能区分	令和7年度 (現在)	令和12年度 (予定)	増減	一般病床	高度急性期	363床	363床	—	休床	—	12床	12床	—	合計		375床	375床	—
病床種別	病床の機能区分	令和7年度 (現在)	令和12年度 (予定)	増減																							
一般病床	高度急性期	363床	363床	—																							
休床	—	12床	12床	—																							
合計		375床	375床	—																							

② 新しい治療法の開発・研究等

- ・各センターの特徴を活かし、がんや循環器疾患、消化器疾患、結核・感染症、精神科緊急・救急リハビリテーション等、高度専門医療分野で臨床研究に取り組むとともに、大学等の研究機関及び企業との共同研究等に取り組み、府域の医療水準の向上及び府政への貢献を図る。
- ・大阪国際がんセンター及び大阪母子医療センターにおいて、研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、診断技法及び治療法の開発並びに臨床応用のための研究に積極的に取り組む。
- ・大阪国際がんセンターにおいては、新たな診断・治療技術開発のためのプラットフォームの構築に取り組む。
- ・大阪国際がんセンター研究所においては、がん治療効果判定のための新たな方法の開発、前がん病変や早期がん発見のためのバイオマーカーの実用化等に取り組む。大阪母子医療センター研究所においては、超低出生体重児や先天性疾患のある新生児、遺伝性疾患や希少難治性疾患のある小児に対して、新たな診断法や治療法の研究を行う。また、研究所評価委員会において、専門的見地から研究成果の外部評価を引き続き実施する。

- 大阪国際がんセンター及び大阪母子医療センターにおいて、がん対策センター（大阪母子医療センターにあっては、母子保健情報センター）と病院が連携し、疫学調査を進め、疾病予防や臨床応用に役立てることにより、府民の健康づくりに貢献する。
- がん対策センターにおいて、全国がん登録を含む大阪府がん登録事業を継続実施し、登録情報の精度向上を図る。
- 母子保健情報センターにおいて、社会的ハイリスク妊産婦支援や子育て支援活動等を通じて、保健・医療・教育・福祉・学術機関と密に連携を図りながら情報発信に努め、府全域の母子保健を推進していく。

③ 治験の推進

- 各センターの特性及び機能を活かして、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。

④ 災害時における医療協力等

- 大阪急性期・総合医療センターは、基幹災害拠点病院として以下のような基幹的役割を果たしていく。
 - ア 災害発生時に救急患者の受入れ、患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動等に加え、地域災害拠点病院間の調整等を実施
 - イ 災害発生時に備えた府・地域医療機関等の参加による災害医療訓練及び府内の災害医療機関の医療従事者を対象とする災害医療研修を府と協力し実施
 - ウ 全国のDMAT（Disaster Medical Assistance Team）研修修了者を対象にした国の委託事業であるNBC（Nuclear Biological Chemical）災害及びテロ対策等医療に関する研修の実施に協力
- 大阪急性期・総合医療センターは、院内に整備した大阪府災害医療コントロールセンターにおいて、府その他関係各所と協力の上、必要な情報を集約し、的確な判断及び対応につなげるための人員体制を整備し、指揮命令機能を発揮する。
- 大阪急性期・総合医療センター以外の4センターは、特定診療災害医療センターとして、専門医療を必要とする患者の受入れ、医療機関間の調整、医療機関への支援等を行う。
- 大阪精神医療センターでは、災害拠点精神科病院として、治療をはじめこころのケアを行う体制の中心的な役割を担うとともに、府のDPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）の先遣隊として登録し、災害発生時には精神保健医療機能の支援を実施する。
- 大阪母子医療センターでは、周産期・小児の基幹病院として、災害対策訓練等の災害時小児周産期リエゾン活動を牽引し、災害時には、情報収集や医師派遣調整、保健活動への助言等、小児・妊産婦にかかる医療・保健の課題解決を図る役割を担う。
- 各センターにおいて、災害対応の研修や訓練の実施、BCPの見直し等、大規模災害等の発生に備えた取組を推進する。

⑤ 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組

- 新型インフルエンザ等感染症等の発生又はまん延時における医療提供体制に関する協定に基づき、健康危機事象発生時に必要な措置を講じる。また、陰圧切替え換気システムの導入や可動

壁等によるゾーニングのほか、BCP策定等診療体制の検討、地域医療機関等への院内感染対策に関する指導や合同カンファレンス開催等を通じた地域連携の強化及び感染症対応資機材の整備・備蓄を平時から進めるとともに、感染症対応にあたる医療従事者の確保・育成等やクラスターの発生防止のため日常的な感染防止対策を実施し、府立の病院として医療面の危機対応を行う。

⑥ その他医療施策の実施

- 性犯罪・性暴力被害者支援に係る医療の提供等、府の施策等の推進に必要な協力を行う。

(2) 府域の医療水準の向上

① 地域医療への貢献

- 地域医療の向上を図るため、ICTの活用による診療情報の共有、地域の医療機関との一層の連携強化等を目的とした紹介率及び逆紹介率の向上や地域連携パスの運用推進等に努めるとともに、各センターで、地域の医療機関からの高度医療機器の共同利用を進める。
- 地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣や医師の地域医療機関での診療等、必要に応じて医療従事者の派遣を行う。

紹介率・逆紹介率

(単位：%)

センター名		令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合医療センター	紹介率	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2
	逆紹介率	88.7	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9
大阪はびきの医療センター	紹介率	89.5	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0
	逆紹介率	119.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大阪精神医療センター	紹介率	52.6	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2
	逆紹介率	50.9	32.9	32.9	32.9	32.9	32.9
大阪国際がんセンター	紹介率	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
	逆紹介率	119.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大阪母子医療センター	紹介率	93.1	92.8	92.8	92.8	92.8	92.8
	逆紹介率	49.0	42.2	42.2	42.2	42.2	42.2

備考 紹介率 (%) = (紹介初診患者数 + 初診救急患者数) ÷ 初診患者数 × 100

逆紹介率 (%) = 逆紹介患者数 ÷ 初診患者数 × 100

② 府域の医療従事者育成への貢献

- 府域の医療従事者の育成を図るため、研修医等に高度な医療技術を教育し、及び研修プログラムの開発等教育研修機能を充実し、臨床研修医及びレジデントの積極的な受入れを行う。また、地域医療機関からの医療スタッフの受入れ等にも積極的に取り組む。
- 府域における看護師、薬剤師等の医療スタッフの資質の向上を図るため、実習の受入れ等を積極的に行う。

③ 府民への保健医療情報の提供・発信

- ・ 専門医療に関する情報や健康に関する保健医療情報、臨床評価指標等について、ホームページやSNSによる情報発信を積極的に行うほか、公開講座やセミナー等を開催し、医療に関する知識の普及や啓発に努める。

(3) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

- ・ 府民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理体制の充実を図るとともに、外部委員も参画した医療安全委員会、事故調査委員会等において医療事故に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底する。
- ・ 院内における死亡例の把握を踏まえて、予期せぬ医療事故（死亡又は死産に係るものに限る。）が発生したときは、医療法（昭和23年法律第205号）に定められた医療事故調査制度（平成27年10月1日施行）に基づき院内調査を実施し、その調査結果を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）等に報告し、再発防止を行う。併せて、医療事故の公表基準を適切に運用し、医療に関する透明性を高める。
- ・ 患者、家族等の安全や職員の健康の確保のため、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防策を実施する等、院内感染対策の充実を図る。
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供に努める。

2 患者・府民の満足度向上

- ・ ホスピタリティの向上を図るため、患者の意見等を活用し、接遇に関するマニュアルの整備や定期的な研修の実施をはじめ、患者向け案内冊子等の改善やホームページ等の充実、待ち時間の改善等、接遇向上に向けた取組を推進する。
- ・ 遠隔、オンライン診療を活用した在宅医療やセカンドオピニオン業務、患者からのWEBシステムを活用した予約対応等、患者ニーズに応じた柔軟な対応を推進する。
- ・ 各センターにおいて、通訳ボランティア等の参画を通じて、療養環境の向上に努めるとともに、第三者評価機関の活動を通じた院内見学や意見交換、意見箱の設置等により患者及び府民のニーズを把握し、サービス向上の取組を進める。
- ・ 患者及び来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ、浴室等の改修及び補修を計画的に実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。

患者満足度

(単位：%)

センター名		令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合医療センター	入院	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2
	外来	81.3	81.3	81.3	81.3	81.3	81.3
大阪はびきの医療センター	入院	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5
	外来	87.8	90.4	90.4	90.4	90.4	90.4
大阪精神医療センター	入院	85.8	85.8	85.8	85.8	85.8	85.8
	外来	86.5	86.5	86.5	86.5	86.5	86.5

大阪国際がんセンタ ー	入院	95.1	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
	外来	86.2	89.5	89.5	89.5	89.5	89.5
大阪母子医療センタ ー	入院	95.7	90.8	90.8	90.8	90.8	90.8
	外来	80.4	85.4	85.4	85.4	85.4	85.4

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上等、将来にわたり府民の期待に応えられるよう、病院を取り巻く環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応するための組織体制や組織マネジメントの更なる強化を図るとともに、業務運営の抜本的な改善及び効率化の取組を進め、安定的な病院経営の確立を図る。

1 自立性の高い組織体制の確立

基本理念の実現に向け、地方独立行政法人のメリットを活かした法人全体での柔軟な人事や予算の運用を行うとともに、各センターの特性や自立性を発揮できる制度及び組織づくりを進める。

① 組織マネジメントの更なる強化

法人運営全体を見通しつつ、センターの自立性や特性を重視した組織決定を行うため、理事会等の運営に加え、センターごとの経営協議により各センターの経営課題の共有を図る。

また、各センター間の人事配置の流動化等により、法人としての組織力の強化を図るとともに、内部統制や制度構築等本部機能を強化し、戦略的・効率的な経営に取り組む。

② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革

- 各センターの医療水準の向上を図るとともに、医療環境の変化に対応した医療の提供体制を構築するため、医師や看護師をはじめとした優れた医療人材の確保に努める。
- 優秀な医療人材を育成するため、教育研修機能の充実を進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得等、自己研鑽をサポートする仕組みを構築する。
- 医療従事者の働き方改革を推進するため、DXによる業務効率化やタスク・シフト/シェア等をより一層推進する。また、医師の労働時間短縮計画に基づく取組を推進する。
- 多様な勤務形態の導入を検討する等、ワークライフバランスに配慮した職員満足度の高い職場づくりを目指すとともに、職員の活躍の場を広げ、魅力ある職場づくりを目指す。
- また、受験資格、採用方法や時期等を工夫し、計画的な採用に努めるほか、人事・昇任制度の整備や適材適所への配置を行い、より一層の人材の弾力的運用を推進する。
- 事務部門においても、病院運営における環境の変化に対応できるよう、病院経営に係る専門性や経営感覚を有する人材の確保・育成を進めるとともに、その状況等に応じて、府からの派遣職員については機構採用職員への切替え等を行う。

③ 人事評価制度・給与制度の適切な運用

職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、医療現場の実態に即した公正で客観的な人事評価制度を運用し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与へ反映させるとともに、職員の人材育成及

び人事管理に活用する。

④ 内部統制の強化

- ・ 業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、意識啓発のための取組を定期的・継続的に実施する。
- ・ 業務の適正かつ能率的な執行を図るため、内部監査等を実施することと併せて、外部監査等、第三者による評価を引き続き実施する。
- ・ 各種ハラスメントの防止に向けて、意識啓発や研修等の取組を継続して行うとともに、公益通報体制を適正に運用する。

2 経営基盤の安定化

機動性及び透明性の高い病院経営を行う地方独立行政法人法の趣旨を踏まえ、その特徴を十分に活かし、予測困難な外的要因の影響が想定される中、より一層効率的・効果的な業務運営を行うとともに、より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより収入の確保に努める等、自発的に経営改善を進める。

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

① 自立的な経営の管理

- ・ 中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、センターごとに、月次報告を踏まえた経営分析や部門別の経営管理、DPCや統計の分析、業務の生産性や取組効果の客観的な視点からの検証、他の医療機関との比較等を行い、柔軟かつ戦略的な運営を行う。
- ・ 病院施設や医療機器の整備等、新たな投資を行う際は、損益計算に基づく経営状況分析を前提に、将来の収支見通し及び費用対効果を踏まえた適切な事業計画を策定する。
- ・ 地域医療構想に基づく地域における機構の役割を十分に果たしつつ、外部環境や受療の動向の変化に応じた必要な医療機能や病床規模について、柔軟な検討及び再編を行い、適正な人員配置による効率的な経営を行う。
- ・ 中期計画で設定した収支目標を達成することを前提に、柔軟性のある予算を編成し、弾力的な予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。

経常収支比率に係る目標

(単位：%)

	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
機構全体	93.5	100.3	100.5	100.2	100.4	100.5

備考 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益)÷(営業費用＋営業外費用)×100

なお、累積欠損金の着実な解消に向け、計画的に取組を進める。

医業収支比率に係る目標

(単位：%)

センター名	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合 医療センター	92.5	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4
大阪はびきの医療 センター	77.6	83.9	84.1	84.1	84.1	84.1
大阪精神医療セン ター	63.5	67.3	67.5	67.5	67.5	67.5
大阪国際がんセン ター	97.0	98.4	98.5	98.5	98.5	98.5
大阪母子医療セン ター	92.0	90.4	90.7	90.7	90.7	90.7
機構全体	89.3	91.3	91.4	91.6	91.6	91.6

備考 医業収支比率＝医業収益÷医業費用×100

(機構全体においては、医業費用に一般管理費を含む。)

医業収益には、他会計負担金や運営費負担金を含まない。

② 医療DXの推進

A I等の活用による診療精度の向上や職員の業務負担軽減、I C Tの活用による医療情報の連携等、各センターの実態に即した医療DXの推進により、診療・運営の両面における質の向上と効率化を図る。また、国や府の方針と連動し、補助金等も効率的に活用しながら、必要な基盤整備を進めていく。

(2) 収入の確保

① 新患者の確保及び病床の効率的運用

より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより、収入の確保に努める。また、地域医療機関からのWEBを活用した予約対応等による地域連携の強化・充実により、新入院患者の確保と退院支援に努めるとともに、ベッドコントロールの一元管理のもと、病床管理の基準を定める等、効率的な運用を行う。

病床利用率に係る目標

(単位：%)

センター名	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合医療センタ ー	83.5	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9
大阪はびきの医療センター (一般病床のみ)	69.6	83.7	83.7	83.7	83.7	83.7
大阪精神医療センター	72.3	86.8	86.8	86.8	86.8	86.8

大阪国際がんセンター (人間ドックを除く。)	87.8	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0
大阪母子医療センター	89.1	83.5	83.5	83.5	83.5	83.5

備考 稼動病床数に対する数値（ICUを含む。）

新入院患者数に係る目標

(単位：人)

センター名	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合医療センター	20,754	21,242	21,242	21,242	21,242	21,242
大阪はびきの医療センター	10,859	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592
大阪精神医療センター	1,022	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123
大阪国際がんセンター (人間ドックを除く。)	17,931	17,959	17,959	17,959	17,959	17,959
大阪母子医療センター	11,805	11,499	11,499	11,499	11,499	11,499

② 診療単価の向上

- ・ 診療報酬制度の改定や医療関連法制の改正等、医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、適切な施設基準の取得を行う等、診療報酬の確保に努める。
- ・ 診療報酬請求の精度向上の取組や診療報酬に関する研修の実施等により、請求漏れや査定減の防止に努め、診療行為の確実な収益化を図る。

③ 未収金対策及び資産の活用

- ・ 患者負担分に係る未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金については、早期回収に取り組む。
- ・ 土地及び建物の積極的な活用を図るとともに、低未利用となっている資産については、遊休化を回避するため有効な活用策を検討する。

④ 医療資源の活用等

センターを取り巻く厳しい経営環境の中で、研究活動における外部資金の獲得、自由診療単価の適宜見直し、更にはベンチマークや先進事例の研究等を通じて、積極的な収入確保に取り組む。

(3) 費用の抑制

① 給与費の適正化

患者ニーズや診療報酬改定の状況、更には診療体制充実に伴う費用対効果等を踏まえ、職員配置の増減を柔軟に行うとともに、職種による需給関係や給与費比率を勘案しながら、給与の適正化に努める。

給与費比率に係る目標

(単位：%)

センター名	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合 医療センター	48.4	46.8	46.8	46.8	46.8	46.8
大阪はびきの医 療センター	63.5	58.7	58.5	58.5	58.5	58.5
大阪精神医療セ ンター	108.0	99.8	99.5	99.5	99.5	99.5
大阪国際がんセ ンター	35.8	35.5	35.4	35.4	35.4	35.4
大阪母子医療セ ンター	57.6	60.1	59.9	59.9	59.9	59.9
機構全体	50.4	49.4	49.3	49.3	49.3	49.3

備考 給与費比率＝給与費÷医業収益×100

(機構全体においては、給与費に本部給与費を含む。)

② 材料費の縮減

材料費の抑制を図るため、SPD (Supply Processing and Distribution) の効果的な活用や同種同効品への集約化を図る。また、国の方針や他病院の動向等を踏まえつつ、後発医薬品の使用促進に取り組む。

材料費比率に係る目標

(単位：%)

センター名	令和6年度 実績	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値
大阪急性期・総合 医療センター	34.2	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
大阪はびきの医 療センター	25.1	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8
大阪精神医療セ ンター	6.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
大阪国際がんセ ンター	42.6	40.9	40.8	40.8	40.8	40.8
大阪母子医療セ ンター	24.5	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1
機構全体	33.2	31.9	31.9	31.9	31.9	31.9

備考 材料費比率＝材料費÷医業収益×100

③ 経費の節減

更なる費用抑制を図るため、売買・請負等における従前の契約内容の検証を行いつつ、複数年契約・包括契約等の多様な契約手法も活用するとともに、ベンチマーク比較による価格交渉の実施等に努める。

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、府からの適切な運営費負担金の投入のもと、大規模施設整備による費用増こう・資金収支の悪化が見込まれる中で、安定的な法人運営に資するための更なる経営改善に計画的に取り組み、将来にわたり持続的に高度専門医療が提供できるよう安定的な経営基盤を確立する。

計画期間中の現金保有残高の目標	41億円以上
-----------------	--------

1 予算（令和8年度～令和12年度）

（単位：百万円）

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入					
営業収入	110,439	110,561	110,569	110,561	110,625
医業収入	98,293	98,449	98,449	98,449	98,449
運営費負担金	11,066	11,035	11,043	11,035	11,099
その他営業収入	1,080	1,078	1,078	1,078	1,078
営業外収入	968	995	1,026	1,078	1,118
運営費負担金	127	154	184	237	277
その他営業外収入	841	841	841	841	841
資本収入	5,750	6,147	5,966	4,822	4,789
運営費負担金	2,310	2,332	2,056	2,122	2,162
長期借入金等	3,440	3,815	3,910	2,700	2,627
その他の収入	0	0	0	0	0
計	117,156	117,702	117,560	116,461	116,532
支出					
営業支出	106,451	106,398	106,222	106,198	106,198
医業支出	104,724	104,724	104,724	104,724	104,724
給与費	48,101	48,101	48,101	48,101	48,101
材料費	34,387	34,387	34,387	34,387	34,387
経費	21,241	21,241	21,241	21,241	21,241
研究研修費	996	996	996	996	996
一般管理費	1,726	1,674	1,497	1,473	1,473
営業外支出	290	344	399	449	464
資本支出	8,287	8,582	8,179	7,095	7,078

建設改良費	3,568	3,798	3,883	2,673	2,600
償還金等	4,719	4,784	4,296	4,421	4,478
その他の支出	0	0	0	0	0
計	115,028	115,324	114,799	113,741	113,739

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

【人件費の見積り】

期間中総額 242,946百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費にかかる運営費負担金については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準を踏まえて、府の各事業年度の予算編成の過程において決定される。

2 収支計画（令和8年度～令和12年度）

(単位：百万円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益の部	113,526	113,710	113,465	113,583	113,664
営業収益	112,634	112,791	112,516	112,581	112,622
医業収益	97,957	98,113	98,113	98,113	98,113
運営費負担金収益	13,362	13,367	13,091	13,156	13,197
資産見返補助金等戻入	176	176	176	176	176
資産見返寄付金戻入	21	21	21	21	21
資産見返物品受贈額	36	36	36	36	36
戻入					
その他営業収益	1,080	1,078	1,078	1,078	1,078
営業外収益	892	919	950	1,002	1,042
運営費負担金収益	127	154	184	237	277
その他営業外収益	765	765	765	765	765
臨時利益	0	0	0	0	0
費用の部	113,384	113,194	114,748	113,094	113,110
営業費用	107,344	107,296	107,136	107,114	107,114
医業費用	105,676	105,676	105,676	105,676	105,676
給与費	47,924	47,924	47,924	47,924	47,924
材料費	31,261	31,261	31,261	31,261	31,261
経費	17,485	17,485	17,485	17,485	17,485
減価償却費	8,087	8,087	8,087	8,087	8,087
研究研修費	920	920	920	920	920

一般管理費	1,668	1,620	1,459	1,437	1,437
営業外費用	5,856	5,889	6,085	5,980	5,996
臨時損失	184	9	1,527	0	0
純利益	142	516	▲ 1,282	489	554
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	142	516	▲ 1,282	489	554

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（令和8年度～令和12年度）

(単位：百万円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資金収入	117,156	117,702	117,560	116,461	116,532
業務活動による収入	111,407	111,556	111,594	111,639	111,743
診療業務による収入	99,373	99,526	99,526	99,526	99,526
運営費負担金による収入	11,193	11,189	11,227	11,272	11,376
その他の業務活動による収入	841	841	841	841	841
投資活動による収入	2,336	2,359	2,083	2,148	2,189
運営費負担金による収入	2,310	2,332	2,056	2,122	2,162
その他の投資活動による収入	27	27	27	27	27
財務活動による収入	3,413	3,788	3,883	2,673	2,600
長期借入れ等による収入	3,413	3,788	3,883	2,673	2,600
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	—	—	—	—
資金支出	115,028	115,324	114,799	113,741	113,739
業務活動による支出	106,742	106,743	106,621	106,647	106,663
給与費支出	48,589	48,589	48,589	48,589	48,589
材料費支出	34,387	34,387	34,387	34,387	34,387
その他の業務活動による支出	23,766	23,767	23,645	23,671	23,687
投資活動による支出	3,568	3,798	3,883	2,673	2,600
有形固定資産の取得による支出	3,568	3,798	3,883	2,673	2,600
財務活動による支出	4,718	4,783	4,295	4,420	4,477
長期借入金等の返済による支出	4,714	4,780	4,291	4,417	4,473
移行前地方債償還債務の償還による支出	4	4	4	4	4
次期中期目標の期間への	—	—	—	—	12,780

繰越金					
-----	--	--	--	--	--

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 10,000百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
 - (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
 - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、センター施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 診療料等

- (1) センターの診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、(2)に定めるもののほか、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
 - ① 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により療養の給付が行われる場合
健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準（以下これらを「健康保険法の基準」という。）の算定方法により算定する額（以下「健康保険法の基準による算定額」という。）。ただし、療養の給付に係る費用の額の算定方法について当該法令に異なる定めがある場合にあっては、当該法令に基づき算定する額とする。
 - ② 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により療養の給付及び入院時食事療養費の支給が行われる場合
高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準（以下これらを「高齢者の医療の確保に関する法律の基準」という。）の算定方法により算定する額とする。
 - ③ ①及び②以外の場合

健康保険法の基準による算定額に1.2を乗じて得た額を別に定める率で除した額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合にあっては、健康保険法の基準による算定額に1.2を乗じて得た額）。ただし、国又は地方公共団体が診療料等を負担する場合にあっては当該国又は地方公共団体と協議して別に定める額とし、診療を受ける者が診療料等につき自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第1項の規定により損害賠償額の支払を請求できる場合にあっては健康保険法の基準による算定額に2.0を乗じて得た額とする。

- (2) 健康保険法の基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の基準に算定方法の定めのない診療料等の額は、別に定める。

2 駐車場等の使用料

各センターの駐車場及び宿泊施設を利用しようとする者の額は、別に定める。

3 還付

既納の診療料等及び使用料は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、診療料等及び使用料を減額し、又は免除することができる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 患者情報管理の徹底

- 個人情報保護及び情報公開に関しては、関係法令等に基づき適切に対応するとともに、個人情報漏えい防止対策の強化を図る。
- マイナンバーカードの健康保険証利用によるオンライン資格確認については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）や医療保険各法に沿って適切に運用するとともに、引き続き院内広報や窓口説明等による周知を行い、患者の利便性向上に努める。

2 情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」等を踏まえて、ネットワーク機器の脆弱性点検やバージョンアップ等のセキュリティ強化を行うとともに、電子カルテ等の基幹システムのほか、医療機器も含めた情報資産管理の徹底を図る。
- セキュリティポリシーやサイバー攻撃に対するBCPの適正な運用、職員に向けたセキュリティ教育等、引き続き組織的なIT管理体制の構築に取り組む。

3 その他

- 府、大阪市及び地方独立行政法人大阪市民病院機構と緊密に連携を図りながら、府市の独立行政法

人の統合について引き続き検討を進める。

- 高度専門医療の提供等、訪日外国人からの医療需要に対応するため、各センターにおいて、受入体制の整備や関連機関との連携強化を進める。
- 大阪国際がんセンターにおいて、建替時（平成29年）に導入した機器等の計画的な更新及び、狭あい化への対応を進める。
- 大阪母子医療センターにおいて、建替え整備に向け、事業期間及び事業費ともに再検討を行ったうえで取組を進める。
- 緊急事象発生時には、府及び関係機関との迅速な連携のもと、各センター・本部が協力して柔軟な対応を行う。

第10 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）第6条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画（令和8年度～令和12年度）

府域において高度・専門的な医療を提供するため、病院及び医療機器の計画的な整備に努める。また、昭和56年の開院から40年以上が経過している大阪母子医療センターについては、府域の周産期・小児医療の中核施設として感染症や小児救急等にも引き続き対応していくため、建替え整備に向けた取組を進める。

施設及び設備の内容	予定額	財源
センター施設、医療機器等整備	総額 12,750百万円 (令和8年度～令和12年度)	府長期借入金等
大阪はびきの医療センター整備	総額 3,408百万円 (令和8年度～令和11年度)	
大阪母子医療センター整備	事業期間及び事業費ともに再検討中	

備考 1 金額については、見込みである。

2 各事業年度の府長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。

（期初における常勤職員見込数） 4,583人

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

年度 項目	R8	R9	R10	R11	R12	中期目標 期間償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債 償還債務	4	4	4	4	4	18	11	29

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

年度 項目	R8	R9	R10	R11	R12	中期目標 期間償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入 金償還額	4,701	4,766	4,278	4,404	4,477	22,626	50,881	73,507

(3) 整備事業

(単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標 期間事業費	次期以降 事業費	総事業費
大阪精神医療センター再編整備 (PFI)	平成21年度～令和 9年度(19年間)	1,286	0	21,055
大阪国際がんセンター整備(P FI)	平成24年度～令和 13年度(20年間)	3,147	648	31,074
大阪母子医療センター整備	事業期間及び事業費ともに再検討中			

4 積立金の使途

前期中期目標期間繰越積立金については、センター施設の整備、医療機器の購入等に充てる。